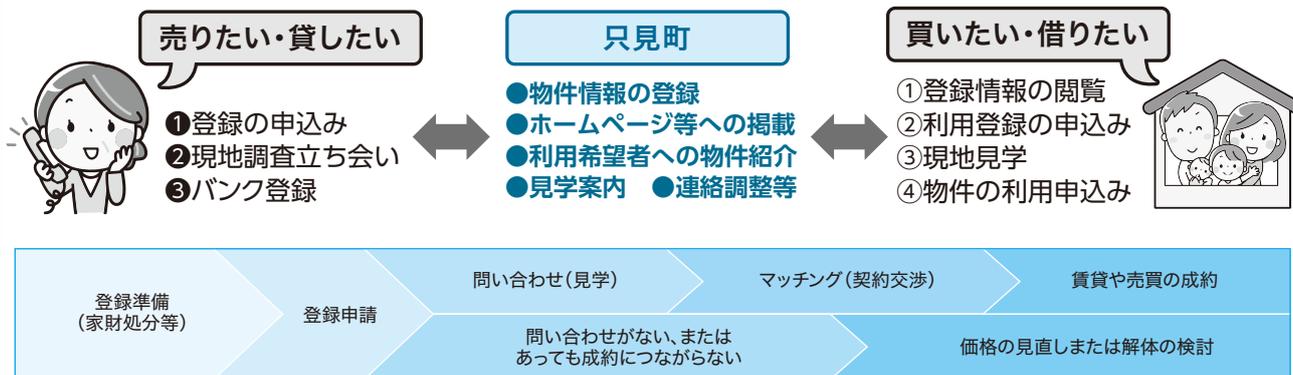


シリーズ町の課題 vol.10 空き家バンク制度のQ&Aと現状



**Q: 空き家バンクって
どんな制度なの？**

A: 地方公共団体が空き家所有者や相続人から物件の登録希望を募り
空き家の利活用を希望する人に物件情報を提供する制度です。



**Q: 空き家バンク制度に登録する人や
活用を希望する人はどのくらいいるの？**

A: 今年度の空き家バンク制度への登録申請数は12件。
物件利用希望者の登録数は30件と、制度に関する問
い合わせと登録の件数は年々増加傾向にあります。

空き家バンク制度に関する問い合わせ件数(2020年12月現在)

内 容	問い合わせ	前年度比	登録申請	前年度比
バンク登録希望	32	213%	15	150%
物件利活用希望	74	370%	30	375%
計	106	583%	—	—

**Q: 古家等どんな物件でも
登録できるの？**

A: 建物の登記が済んでいることや小規模な修繕で居住が可能と判断
されること等の諸条件があります。
※詳細は地域創生課へお問い合わせください。

**Q: この制度に登録すると
町は何をしてくれるの？**

A: 町は所有者からの申請に基づいて物件情報を登録しホームページ
等で情報を発信、物件利用希望者に対する問い合わせ対応や情報
の提供および見学対応を行います。
※町では物件の契約交渉等に関する仲介行為は一切行いません。

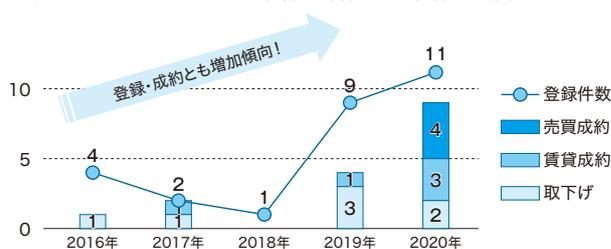
**Q: 空き家の維持管理も
してくれるの？**

A: いいえ。町が空き家の維持管理を行うことはありません。空き家の
管理は所有者や相続人の責務であり当事者が適切に行う必要が
あります。

**Q: 空き家バンクに登録すれば賃貸や
購入の希望者がすぐ見つかるの？**

A: 早期成約する物件の特徴は「定期的な手入れがな
され大きな修繕の必要がなく、家財が処分整理され
ていて価格が適正であること」が挙げられ、所有者の
努力が大切な要素となります。登録をしても長期間
希望者が現れない場合には解体を検討しましょう。

只見町の空き家・空き地バンク物件登録件数と成約件数の推移



次回は「空き家の維持管理を考える」について掲載します

空き家・空き地に関するご相談は、地域創生課 0241-82-5220 まで